

平成26年度 茨城県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度茨城県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成26年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中「384人」を「394人」に、「140,160人」を「143,810人」に、「940人」を「962人」に、「229,360人」を「234,728人」に、同条第2項第2号中「253人」を「235人」に、「92,345人」を「85,775人」に、「293人」を「292人」に、「71,492人」を「71,248人」に、同条第3項第2号中「106人」を「102人」に、「38,690人」を「37,230人」に、「157人」を「158人」に、「38,308人」を「38,552人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)		(計)
	収 入			
第1款 本庁事業収益	239,229千円	△	24,750千円	214,479千円
第1項 医業外収益	239,229千円	△	24,750千円	214,479千円
第2款 中央病院事業収益	16,359,223千円		197,777千円	16,557,000千円
第1項 医業収益	13,280,149千円		74,118千円	13,354,267千円
第2項 医業外収益	3,048,132千円		121,935千円	3,170,067千円
第3項 特別利益	30,942千円		1,724千円	32,666千円
第3款 ころの医療センター事業収益	4,213,531千円	△	162,673千円	4,050,858千円
第1項 医業収益	3,006,651千円	△	70,018千円	2,936,633千円
第2項 医業外収益	1,153,943千円	△	69,845千円	1,084,098千円
第3項 特別利益	52,937千円	△	22,810千円	30,127千円
第4款 こども病院事業収益	5,217,725千円		35,273千円	5,252,998千円
第1項 医業収益	3,906,776千円	△	59,023千円	3,847,753千円
第2項 医業外収益	1,304,742千円		2,489千円	1,307,231千円
第3項 特別利益	6,207千円		91,807千円	98,014千円
		支	出	
第1款 本庁事業費用	239,229千円	△	20,542千円	218,687千円
第1項 医業費用	224,335千円	△	18,054千円	206,281千円
第2項 医業外費用	10千円	△	7千円	3千円
第3項 特別損失	14,884千円	△	2,481千円	12,403千円
第2款 中央病院事業費用	16,612,209千円		526,341千円	17,138,550千円
第1項 医業費用	15,968,644千円		367,305千円	16,335,949千円
第2項 医業外費用	263,792千円	△	14,725千円	249,067千円
第3項 特別損失	369,773千円		173,761千円	543,534千円
第3款 ころの医療センター事業費用	4,278,674千円	△	122,244千円	4,156,430千円

第1項 医業費用	4,039,730千円	△ 107,845千円	3,931,885千円
第2項 医業外費用	69,208千円	△ 411千円	68,797千円
第3項 特別損失	168,736千円	△ 13,988千円	154,748千円
第4款 こども病院事業費用	5,181,722千円	△ 130,761千円	5,050,961千円
第1項 医業費用	5,059,602千円	△ 122,209千円	4,937,393千円
第2項 医業外費用	89,859千円	△ 3,022千円	86,837千円
第3項 特別損失	31,261千円	△ 5,530千円	25,731千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,398,878千円」を「1,343,726千円」に、「607,564千円」を「602,012千円」に、「791,314千円」を「741,714千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 中央病院資本的収入	1,416,277千円	258,341千円	1,674,618千円
第2項 負担金	651,740千円	250,328千円	902,068千円
第3項 国庫補助金	637千円	8,013千円	8,650千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	166,582千円	996千円	167,578千円
第1項 企業債	17,500千円	△ 900千円	16,600千円
第2項 負担金	126,824千円	3,418千円	130,242千円
第3項 国庫補助金	21,058千円	△ 322千円	20,736千円
第4項 諸収入	1,200千円	△ 1,200千円	-千円
第3款 こども病院資本的収入	454,360千円	△ 57,952千円	396,408千円
第1項 企業債	292,400千円	△ 56,900千円	235,500千円
第3項 国庫補助金	13,439千円	△ 1,052千円	12,387千円
	支 出		
第1款 中央病院資本的支出	2,034,385千円	225,281千円	2,259,666千円
第1項 建設改良費	946,723千円	225,281千円	1,172,004千円
第2款 こころの医療センター 資本的支出	353,781千円	464千円	354,245千円
第1項 建設改良費	99,743千円	464千円	100,207千円
第3款 こども病院資本的支出	1,047,931千円	△ 79,512千円	968,419千円
第1項 建設改良費	536,620千円	△ 79,512千円	457,108千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「17,500千円」を「16,600千円」に、「292,400千円」を「235,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「11,556,890千円」を「11,564,902千円」に、「610千円」を「310千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「2,228,543千円」を「2,276,021千円」に、「43,388千円」を「21,087千円」に、「66,777千円」を「53,515千円」に、「2,338,708千円」を「2,350,623千円」に、同条第2項中「235,053千円」を「189,764千円」に、「22,070千円」を「29,241千円」に、「1,214千円」を「1,180千円」に、「258,337千円」を「220,185千円」に改める。

第8条 予算第9条の次に、次の1条を加える。

(債務負担行為の補正)

第10条 債務負担行為の補正は、次による。

事 項	区分	期 間	限 度 額
茨城県立こども病院の管理運営に係る協定	変更前	自 平成23年度 至 平成27年度	18,452,728 <small>千</small>
	変更後	同 上	20,285,465